

議案第 28 号

調布市教育委員会専門嘱託員規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

平成 30 年 6 月 27 日

提出者 調布市教育委員会
教育長 大和田 正 治

提案理由

調布市特定の非常勤特別職の職員に関する規則の一部改正により、平成 30 年度の夏季休暇の取得期間が変更されたことに伴い、調布市教育委員会専門嘱託員の夏季休暇の取得期間を改めるため、提案するものです。

調布市教育委員会規則第 6 号

調布市教育委員会専門嘱託員規則の一部を改正する規則

調布市教育委員会専門嘱託員規則（平成 7 年教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

- 5 平成 30 年中に夏季休暇を取得する場合における第 11 条の 3 の規定の適用については、同条中「9 月 30 日までをいう。以下同じ」とあるのは「10 月 31 日までをいう」と、「夏季の期間内に」及び「夏季の期間に」とあるのは「7 月 1 日から 9 月 30 日までの間に」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

調布市教育委員会専門嘱託員規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>○調布市教育委員会専門嘱託員規則 平成7年3月29日教育委員会規則第3号 最終改正 平成30年3月29日教委規則第5号</p> <p>第1条から第11条の2 略</p> <p>(夏季休暇)</p> <p>第11条の3 所属長は、夏季の期間（7月1日から9月30日までをいう。以下同じ。）において、専門嘱託員（夏季の期間内における任用期間が6週間以上で、かつ、勤務日数又は勤務時間数が月16日、週30時間、月124時間、年192日又は年1,488時間である専門嘱託員に限る。以下この条において同じ。）が心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合は、別に定めるものを除き、当該専門嘱託員に対し、勤務日数が定められている専門嘱託員にあっては夏季の期間における勤務日数を20日で、勤務時間数が定められている専門嘱託員にあっては夏季の期間における勤務時間数を155時間で除して得た日数（その日数に1日未満の端数があるときは、これを切り捨てた日数）の範囲内で、日を単位として、夏季休暇を与えることができる。</p> <p>第11条の4から第20条まで 略</p> <p>制定附則 附 則 (施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前において、調布市臨時嘱託員その他の名称により、専門嘱託員に相当する職にある者のうち、</p>	<p>○調布市教育委員会専門嘱託員規則 平成7年3月29日教育委員会規則第3号 最終改正 平成30年3月29日教委規則第5号</p> <p>第1条から第11条の2 略</p> <p>(夏季休暇)</p> <p>第11条の3 所属長は、夏季の期間（7月1日から9月30日までをいう。以下同じ。）において、専門嘱託員（夏季の期間内における任用期間が6週間以上で、かつ、勤務日数又は勤務時間数が月16日、週30時間、月124時間、年192日又は年1,488時間である専門嘱託員に限る。以下この条において同じ。）が心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合は、別に定めるものを除き、当該専門嘱託員に対し、勤務日数が定められている専門嘱託員にあっては夏季の期間における勤務日数を20日で、勤務時間数が定められている専門嘱託員にあっては夏季の期間における勤務時間数を155時間で除して得た日数（その日数に1日未満の端数があるときは、これを切り捨てた日数）の範囲内で、日を単位として、夏季休暇を与えることができる。</p> <p>第11条の4から第20条まで 略</p> <p>制定附則 附 則 (施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前において、調布市臨時嘱託員その他の名称により、専門嘱託員に相当する職にある者のうち、</p>

1/2

改正後	改正前
<p>施行日において引き続き専門嘱託員となったもの（以下「継続任用者」という。）で、勤務日数が月16日勤務と定められている者に係る年次休暇の付与については、別表第11の表中「7日」とあるのは、「8日」とする。</p> <p>3 施行日前において、継続任用者に係る施行日前に支給事由の発生した賃金、旅費その他の金員の支払いで施行日以後に支給時期の到来するものの取扱いについては、なお従前の例による。 (夏季休暇の特例)</p> <p>4 平成29年中に夏季休暇を取得する場合における第11条の3の規定の適用については、同条中「9月30日」とあるのは、「10月31日」とする。</p> <p><u>5 平成30年中に夏季休暇を取得する場合における第11条の3の規定の適用については、同条中「9月30日までをいう。以下同じ」とあるのは「10月31日までをいう」と、「夏季の期間内に」及び「夏季の期間に」とあるのは「7月1日から9月30日までの間に」とする。</u></p> <p>改正附則（平成30年3月29日教委規則第5号まで） 略 <u>附 則（平成30年6月27日教委規則第6号）</u> <u>この規則は、公布の日から施行する。</u></p> <p>別表 略</p>	<p>施行日において引き続き専門嘱託員となったもの（以下「継続任用者」という。）で、勤務日数が月16日勤務と定められている者に係る年次休暇の付与については、別表第11の表中「7日」とあるのは、「8日」とする。</p> <p>3 施行日前において、継続任用者に係る施行日前に支給事由の発生した賃金、旅費その他の金員の支払いで施行日以後に支給時期の到来するものの取扱いについては、なお従前の例による。 (夏季休暇の特例)</p> <p>4 平成29年中に夏季休暇を取得する場合における第11条の3の規定の適用については、同条中「9月30日」とあるのは、「10月31日」とする。</p> <p>改正附則（平成30年3月29日教委規則第5号まで） 略</p> <p>別表 略</p>

2/2